

畑作物産地体制確立・強化緊急対策事業のうち
 畑作物産地生産体制確立・強化整備事業
 （分みつ糖工場生産性向上整備事業）
 審 査 基 準

分みつ糖工場生産性向上整備事業については、以下の１及び２の観点で応募主体から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

１．事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、第１の１の（１）に掲げる整備事業においては類別１及び５のポイントを合計するものとする。第１の１の（２）に掲げる整備事業においては類別２から４のうち１つ及び５のポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

分みつ糖工場効率化に係るポイント

類別	達成すべき基準及びポイント	成果目標に係る現況値ポイント
１	・労働生産性を２％以上向上 10％以上・・・・・・・・・・10ポイント 8％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去５年平均と比較して１％以上高い 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
２	・生産コスト又は集出荷・加工コストの10％以上の削減 16.0％以上・・・・・・・・・・10ポイント 14.5％以上・・・・・・・・・・8ポイント 13.0％以上・・・・・・・・・・6ポイント 11.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・生産コスト又は集出荷・加工コストが過去５年平均と比較して１％以上低い 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
３	・販売額又は所得額の10％以上の増加 16.0％以上・・・・・・・・・・10ポイント 14.5％以上・・・・・・・・・・8ポイント 13.0％以上・・・・・・・・・・6ポイント 11.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・過去５年間に於ける販売金額または所得額の増加割合が１％以上 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント

4	・労働生産性の 10%以上の向上 16.0%以上・・・・・・・・・・10 ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 13.0%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 11.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・労働生産性が過去 5 年平均と比較して 1 %以上高い。 5 %以上・・・・・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
5	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある場合。 ・・・・・・・・・・3 ポイント ・事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合 ・・・・・・・・・・3 ポイント	

2. 事業内容及び応募主体の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募主体の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。